

個人サンプリング法：評価（管理区分）と事後措置

環境・健康

作業環境測定法では、その目的を『適正な作業環境を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的とする』と定めています。この目的に則り作業環境測定（A・B測定、C・D測定）が行われています。

作業環境測定結果の評価は、作業環境評価基準に基づき、作業環境の状態を第1管理区分、第2管理区分および第3管理区分の3つに区分することによって行っています。この作業環境管理の良否を判断するための作業環境の管理区分と事後措置を下記表に示しました。

作業環境の管理区分と事後措置

	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
気中有害物質濃度の状態	【A 或は C 測定】が当該単位作業場所のほとんど（95%以上）の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を越えない状態、及び【B 或は D 測定】が管理濃度未満の状態	【A 或は C 測定】が当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態、かつ【B 或は D 測定】が管理濃度以上、管理濃度の1.5倍以下の状態	【A 或は C 測定】が当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態、又は【B 或は D 測定】が管理濃度の1.5倍を超える状態
作業環境管理の評価	適切である	なお改善の余地がある	適切でない
事後措置			<ul style="list-style-type: none"> ・労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる ・労働者の健康保持に必要な措置を講じる
	現在の作業環境管理の継続的維持に努める	施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境改善に必要な措置を講じる	

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育